

2024 年度(第 56 回) 東北倶楽部対抗・(第 23 回)東北女子倶楽部対抗競技 青森県予選ローカルルールと競技の条件

日時：2024 年 7 月 30 日(火) 8：31 スタート

場所：八戸カントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは 2 罰打)。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの線はその境界線まで達し、その境界線と一致する。

3. 異常なコース状態 (動かせない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例：車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット (ヤーデージマーキングなど) は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。
- ⑤ フレンチドレイン (石を敷き詰めた排水用の溝)

(2) 動かせない障害物

- ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かせない障害物によって囲まれて造園された区域 **南コース No.6 番ホール** (花壇や低木の植込みなど) とその区域に生長しているすべての物は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ③ U 字排水溝はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない (ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝を除く)。
- ④ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

(3) 地面にくい込んだ球

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの壁やへり（積芝の土の側面）にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。

5. 恒久的な送電線

コース内を横切る高圧線(南コース 1 番・9 番ホール・中コース No.8 番・9 番ホール)に当たった場合、そのストロークを取消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則 14-6)。その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

6. 目的外グリーン

クローズド（Closed）の標示のある目的外グリーンは、プレー禁止の修理地扱いとする。

7. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第 2 段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

8. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな形 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな形 G-9 を適用する。

9. バンカー線の明確化

バンカーの縁は地表レベルの「白線」の外側の縁によって定められる。その白線自体はバンカー内とする。

10. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

11. 練習

ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

12. スコアカードの提出

プレイヤーのスコアカードは、プレイヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレイヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

13. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、青森県ゴルフ連盟により会場で公表される。

14. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果は青森県ゴルフ連盟競技委員長の成績発表がなされた時点をもってその競技は終了とし、成績表は青森県ホームページに掲載する。

15. 行動規範

プレイヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- ・ 受け入れられない言動をする
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- ・ 他のプレイヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ・ ドレスコードに従わない
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度
- ・ 主催者が要請する感染症防止対策に従わない

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・ 2 回目の違反－1 罰打
- ・ 3 回目の違反－2 罰打
- ・ 4 回目の違反や重大な非行－失格

お知らせ

1. 指 定 練 習 日 : 申込締切後から競技前日までの平日とする。
選手は予め所属クラブを通じて予約し、会員扱いとする。
2. 組 合 せ : 8:31 男子 4 人組 西コース／南コース
スタート時刻 8:31 女子 4 人組 南コース／中コース
3. 開場時間 : 6:30 フロントでサイン願います。
4. キャプテン会議 : キャプテン会議は行いません。
キャプテンは、コース内ラフのみ歩きとし、アドバイス禁止とする。
5. 練習場 : 階上ゴルフガーデン 三戸郡階上町道仏耳ヶ吠 1-2 TEL:0178-88-2171
営業時間 5 時～21 時 100 球 500 円 距離 250 y 打席数 28 打席

6. レストラン・軽食 : レストランの利用は可とします。軽食の提供はいたしません。
ハーフ終了後の軽食・飲み物の提供はいたしません。ご自身で準備願います。
7. 表彰式 : 表彰式は優勝から 3 位入賞までのクラブ・個人ベストグロス賞のみレストランで行います。
8. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
9. ゴルフ利用税 : 18 歳未満及び 70 歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。
証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
10. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用
する場合は、携帯電話の使用を認めます。(マナーモードに設定のこと)
また、競技中の通話は認めません。
11. 禁煙・喫煙 : ゴルフ場内での喫煙はタバコ・電子タバコ類は灰皿の設置場所「西コース
No.1 番・No.5 番、南コース No.1 番・No.6 番、中コース No.1 番・No.5 番
ホールティイングエリア内」のみとし、それ以外(茶店内・乗用カート含む)
は全て禁煙とする。現認した場合は注意をするが、守らずに再三の注意を受
けた場合は、競技委員会で行動規範に準じた取扱いによる警告、制裁を課す
ことがある。
12. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
13. 欠場連絡方法 : 欠場する場合は欠場届を提出すること。(必須)
加盟倶楽部会員
所属倶楽部を通じて、ホームページより欠場の登録をすること。
無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮し
たうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科
すことがある。